

市県民税控除の追加申告

昨年分の所得税と復興特別所得税の確定申告は、公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の年金所得者は不要です。社会保険料・生命保険料・配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税の申告が必要です。このため、所得税・復興特別所得税の確定申告と市県民税の申告をしなかった方は、市県民税の税額計算で各種控除が受けられず、収入が変わらないのに例年より市県民税が割高になっていることがあります。

申告は①印鑑②申告する方と、被扶養者のマイナンバー確認書類③申告する方の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)④昨年度源泉徴収票⑤支払社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は保険料の証明書)⑥各種控除証明書⑦医療費控除の明細書が昨年分の医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額のわかるもの一を持参し、課税課(☎70・5611)へ直接。

☎同課。

表1 保険税の税率・金額・限度額

Table with 3 columns: 区分, ①基礎課税額, ②後期高齢者支援金等課税額, ③介護納付金課税額. Rows include 所得割額, 均等割額, 平等割額, 限度額.

※限度額以外の税率(額)は昨年度から変更なし

表2 保険税軽減の基準と割合(改定後)

Table with 2 columns: 基準, 割合. Rows describe criteria for 7割, 5割, and 2割 reductions based on household income and insurance status.

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む
※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のこと

国民健康保険税 軽減基準が変更

国民健康保険税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①②③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額③40歳〜64歳の被保険者

者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなり、次の①②③の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、国保の資格を失うため対象外です。

介護保険料の納付方法

介護保険料は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

65歳以上の方

介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額や対象者の区分が変わったので、詳しくは広報あやせ4月15日号を見てください。

①特別徴収 市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に介護保険サービスの見込み量のほか、保険料の基礎となる数値などを掲載しているの、詳しくは市ホームページを見てください。

②普通徴収 特別徴収の対象でない方には、6月〜来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。

③併用徴収 今年2月2日〜4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月〜9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40〜64歳の方 国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

6月中旬に納税通知書発送 特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、保険年金課まで問い合

介護保険料は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額や対象者の区分が変わったので、詳しくは広報あやせ4月15日号を見てください。

特別徴収 市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に介護保険サービスの見込み量のほか、保険料の基礎となる数値などを掲載しているの、詳しくは市ホームページを見てください。

普通徴収 特別徴収の対象でない方には、6月〜来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。

併用徴収 今年2月2日〜4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月〜9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40〜64歳の方 国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

6月中旬に納税通知書発送 特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、保険年金課まで問い合

介護保険料は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

介護保険料決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額や対象者の区分が変わったので、詳しくは広報あやせ4月15日号を見てください。

特別徴収 市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に介護保険サービスの見込み量のほか、保険料の基礎となる数値などを掲載しているの、詳しくは市ホームページを見てください。

普通徴収 特別徴収の対象でない方には、6月〜来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。

併用徴収 今年2月2日〜4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月〜9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40〜64歳の方 国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

6月中旬に納税通知書発送 特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、保険年金課まで問い合

Table with 3 columns: 相談の名称(相談無料), 日時(祝日・振り替え休日の閉庁日は除く)・相談内容など, 電話番号. Rows list various consultation services like legal, administrative, and health.